

「吉見町都市計画マスタープラン（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施時期 令和3年1月18日（月）から令和3年2月12日（金）まで
2. 意見の件数 2件
3. 意見提出者数 1名
4. 意見の概要

NO	項目	意見の概要	町の考え方
1	<p>該当ページ：42 3 まちづくりの課題 3) 自然との共生への要請</p>	<p>現在問題になっている里地里山の太陽光発電施設による乱開発を記載すべきだと思います。</p> <p>吉見町内には400件以上のFIT認定された案件があり、その半分くらいはまだ未稼働なので、今後も吉見町原風景である里地里山が失われていく可能性があります。</p> <p>太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例ができて問題がすべて解決されるわけではありません。これからも問題になる重要な課題の一つとして都市計画マスタープランにしっかり記載する必要があると思います。</p>	<p>本計画では、「（4）環境共生・景観形成【P63】」において、森林景観や自然景観資源の保全、良好な街並み景観の形成を図ることとしており、そこには太陽光発電施設も含まれるという認識であるため、素案のとおりとします。</p> <p>なお、ご指摘の「太陽光発電設備による乱開発」については、良好な景観形成や災害防止の防災面等の観点から、適切な管理と誘導が重要であると認識しています。</p> <p>そのため、令和2年7月に「吉見町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」を策定し適切な運用を推進するとともに、現在は条例化に向けた取り組みを進めています。</p>

2	<p>該当ページ：43 3 まちづくりの課題 2) 土地利用</p>	<p>圃場の大区画化等の営農環境の整備の必要性とともに、農業・農村の多面的機能が維持できるような農地の整備が必要である旨の記載もお願いします。</p>	<p>本計画においては、農業と農村の共生のためのゾーニングとして、将来都市構造に「農業共生ゾーン」を設定しています。</p> <p>また、「土地利用の方針」では「田園環境保全地」として、優良農地の保全や営農環境の整備について、農業生産の場として維持・保全を図ることとしているため、素案のとおりとします。</p> <p>なお、今後の具体的な農地の整備や農地のあり方等については、個別計画である「農業振興地域整備計画」等に記載し、適切な運用を推進していきます。</p>
---	--	---	--